

牛個体識別台帳業務の現状と課題及び今後の展望

能登俊仁[†] (社畜改良センター個体識別部企画管理課長)



1 はじめに

牛の出生から消費者に供給されるまでの間の生産流通履歴情報の把握が可能となる「牛トレーサビリティ制度」のうち、牛の生産履歴（出生～と畜）を記録した「牛個体識別台帳（以下「台帳」という。）」については、「牛の個体識別

のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）」に基づき、平成15年12月1日以降、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が、農林水産大臣から、①その作成及び記録、②記録の保存、③正確な記録を確保するために必要な措置、④記録の漏れ・誤りの申出の受理、⑤記録された事項の公表、⑥出生・輸入・譲渡し・譲受け・変更・死亡・とさつ・輸出等の届出の受理、⑦個体識別番号の決定及び通知に関する事務を受任している（図1）。

また、これと併せて、センターの業務方法書で定める全国的な家畜等の改良及び増殖を推進するための家畜個体識別情報の提供（以下「情報提供」という。）の業務（農林水産大臣から受任している事務と併せて「台帳業務」という。）については、平成15年7月にセンターに新設した個体識別部がその事務を行っている（図2）。

制度が創設されちょうど5年が経過したが、台帳業務の実態はどうであろうか。

そこで、本稿では、台帳業務の現状・課題と今後の展望について、私見を基に述べさせていただきたい。

2 台帳業務の現状

(1) 畜産業等の健全な発展や消費者の利益の増進につながっているか？

まず初めに、台帳業務が畜産業等の健全な発展や消費者の利益の増進に資しているか見てみたい。台帳に係る報告から情報の公表に至る主な流れは、「生産者等の管理者・と畜者からの届出→届出の受理→エラー等を除き台帳に記録→牛の個体識別情報検索による情報の公表（以下「公表」という。）」となるが、表1を見ると、届出受理件数等は生産者での出生・売買等の経済活動を受け

て増減して推移しているが、公表状況を見ると、1日当たりのアクセス件数は増加傾向で推移している。また、センターでは、個人情報の保護に留意しながら、台帳に記録された情報を、生産者を初め、農林水産省・都道府県の畜産振興部局、内閣府食品安全委員会、農林水産省大臣官房統計部等の行政機関や、(独)農畜産業振興機構、(社)中央畜産会等の畜産関係機関等に情報提供することで、生産者における飼養管理の効率化や経営の安定化を図り、高品質な国産牛肉の安定供給を可能としている。更には、センターでは、体制が整備された平成14年8月以降、農林水産省からの指令に従い、迅速に牛海綿状脳症（BSE）緊急検索を行うことで、同省に対し、本牛・同居牛・産子牛等に係る台帳上の情報を提供している（平成14年8月～平成21年3月18日までのBSE緊急検索に係る患畜発生頭数32頭（14年度3頭、15年度4頭、16年度5頭、17年度8頭、18年度8頭、19年度3頭、20年度1頭））。

これに対して、消費者の動向について図3を見ると、消費者は牛トレーサビリティ制度の導入前（平成14年9月調査）において、その大多数が安全や安心のために制度の導入を望むとともに、図4を見ると、制度の導入後（平成18年12月～19年1月）においても、その大多数が国産牛肉を安心して食べるために制度を必要としている。また、図5（左軸）を見ると、牛肉全体の消費量（生産量+輸入量-その他）は国内初のBSEが発生した平成13年度以降、未だ回復には至っていないのに対し（19年度消費量の対12年度比76%）、生産量（≒消費量）は平成13年度はかなり減少したものの、その後増減を繰り返し、平成19年度ではほぼBSE発生前の平成12年度の水準まで回復している（対12年度比98%）。

このような国産牛肉の生産・消費動向には様々なBSE対策が相乗して効果を発揮していることは勿論であるが、センターにおける台帳の作成・管理・公表、情報提供、BSE緊急検索といった業務も、着実に畜産業等の健全な発展や、消費者の利益の増進に貢献していると考えられる。

(2) 台帳のシステムはどう変化してきたか？

注：各システムの意味は図6の「注」を参照。

[†] 連絡責任者：能登俊仁 (社畜改良センター個体識別部企画管理課)

〒961-8511 西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1

☎0248-25-2231 FAX 0248-25-3990

E-mail : tonoto@nlbc.go.jp

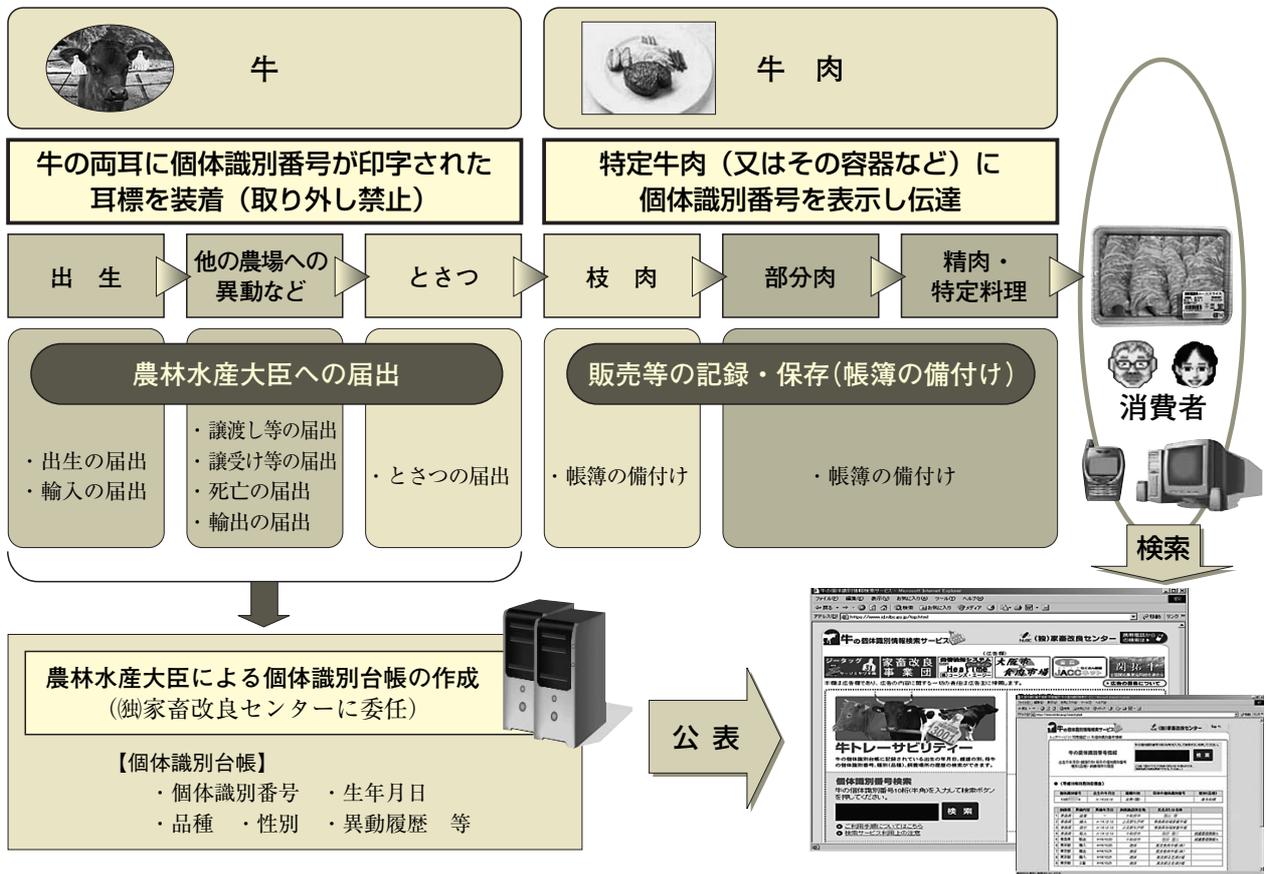


図1 牛トレーサビリティ制度の概要

表1 報告から情報の公開までに係る件数・頭数の推移

区分	15年度 (12~3月)	16年度	17年度	18年度	19年度
既存牛データ保存頭数	約563万	—	—	—	—
年間届出受理件数	約389万	約1,270万	約1,242万	約1,160万	約1,200万
うち出生又は輸入受理件数 A	—	—	約160万	約152万	—
うち記録を保存した件数 B	約54万	約160万	約145万	約145万	約146万
1日当たり平均届出受理件数	約3万2千	約3万5千	約3万4千	約3万2千	約3万3千
うち出生又は輸入件数	約4千	約4千	約4千	約4千	約4千
うち転入又は転出件数	約2万4千	約2万6千	約2万5千	約2万4千	約2万5千
うち死亡又はと畜件数	約4千	約4千	約4千	約4千	約4千
1日当たり平均修正件数	約1.5千	約300	約200	約200	約260
公表されたデータに対する1日当たりアクセス頭数					
全体(年度当初~年度末)	約2万~約5万	約4万~約7万	約5万~約10万	約9万~約10万	約9万~約11万
うち携帯電話(年度当初~年度末)	—	—	約2千~約4千	約5千~約6千	約6千~約7千
個体識別番号の決定・通知頭数	約54万1千	約4千件/日※	約145万	約145万	約146万

資料：(国家畜改良センター「各年度における業務の実績に係る事業報告書」)

注：1) 斜線部は、データが存在しない又は公表していないことを表す。

2) 16年度個体識別番号の決定・通知頭数は1日当たりで公表。

一方、情報を取り扱う台帳のシステム面はどう変化したのでしょうか。これまで、牛の管理者が行う届出が円滑に実施できるよう、電話応答報告システム、インターネット報告システム(パソコン報告・携帯システム)、LOシステム、ID連携システム等の構築・改善を行った

り、アクセス増加に対応するための公表システムの整備、畜産関係機関等に対する情報提供用サーバーの構築等も行うことで、機能の充実と利便性の向上を図っている。また、図6から各年12月月間の報告手段別の報告割合を見ると、FAX報告は、オペレーターによる入力作

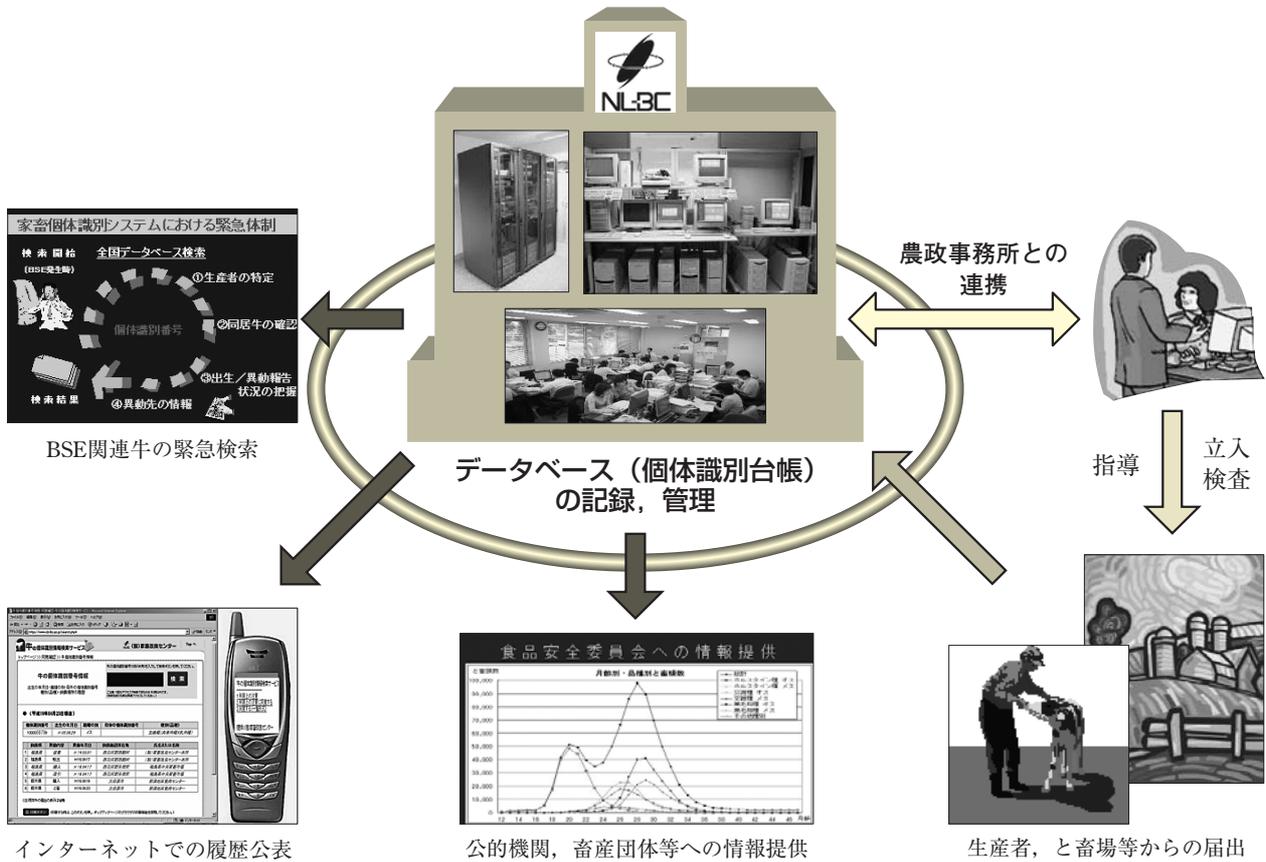
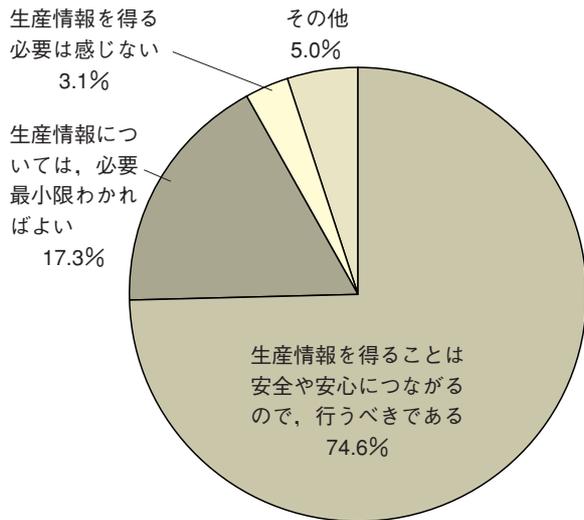


図2 家畜改良センターの役割



資料：農林水産省「平成14年度食料品消費モニター第2定期調査」

注：1,021名のモニターの回答結果である。

図3 牛トレーサビリティシステムにより生産情報が得られることについて（平成14年9月調査）

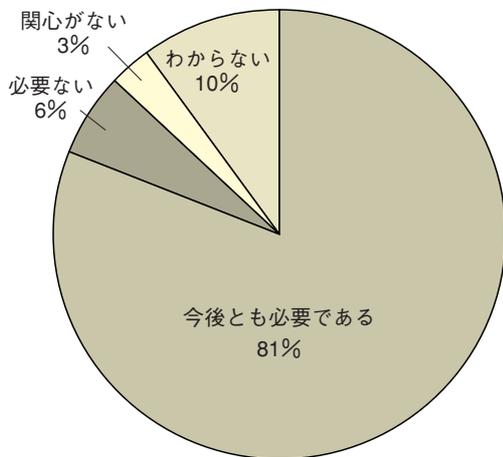
業を必要とすることから、他の手段に比べて登録に時間がかかり（＝約1週間。他は当日.），その割合は、一貫して減少する一方、電話・パソコン・LOシステム・携

帯による報告割合は一貫して上昇しており、情報の記録の迅速化と利便性の向上が伺える結果となっている。

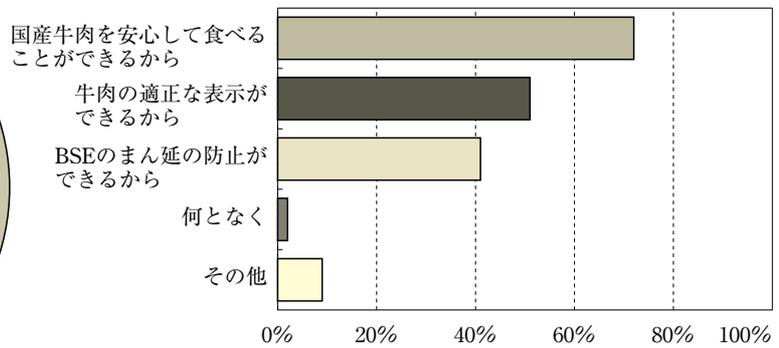
（3）台帳の精度はどうなっているか？

他方、台帳に記録されている情報の精度はどうだろうか。センターでは、これまで、台帳の精度の向上を図るため、センターホームページでの普及や農家向けマニュアルの作成・配布等を通じ、届出の間違い等の防止に努めてきた。しかしながら、表1の平成17・18年度における「年間届出受理件数」のAとBの差にあるように、届出されてもエラーにより登録できないものは依然として届出全体の5～10%程度存在すると考えられる。一方、台帳業務を通じて、「エラーとして検出されないが、悪用を目的とした届出である可能性があるもの（＝不適切な届出）」の存在も明らかになって来た。こうしたなか、従来、牛トレーサビリティ制度では、牛を飼養する管理者等への立入検査による監視・指導により、その信頼性を確保して来たが、法施行以降の違反事例（虚偽報告）の発生も踏まえ、農林水産省では、平成18～19年度にかけて、

- ①台帳の精査と不適切な届出事例のリスト化
- ②精査の結果を踏まえ不適切な届出の検索機能を強化するなど、不正防止機能の強化も図りつつ、効率的なシステムを構築するための、「牛個体識別台帳の



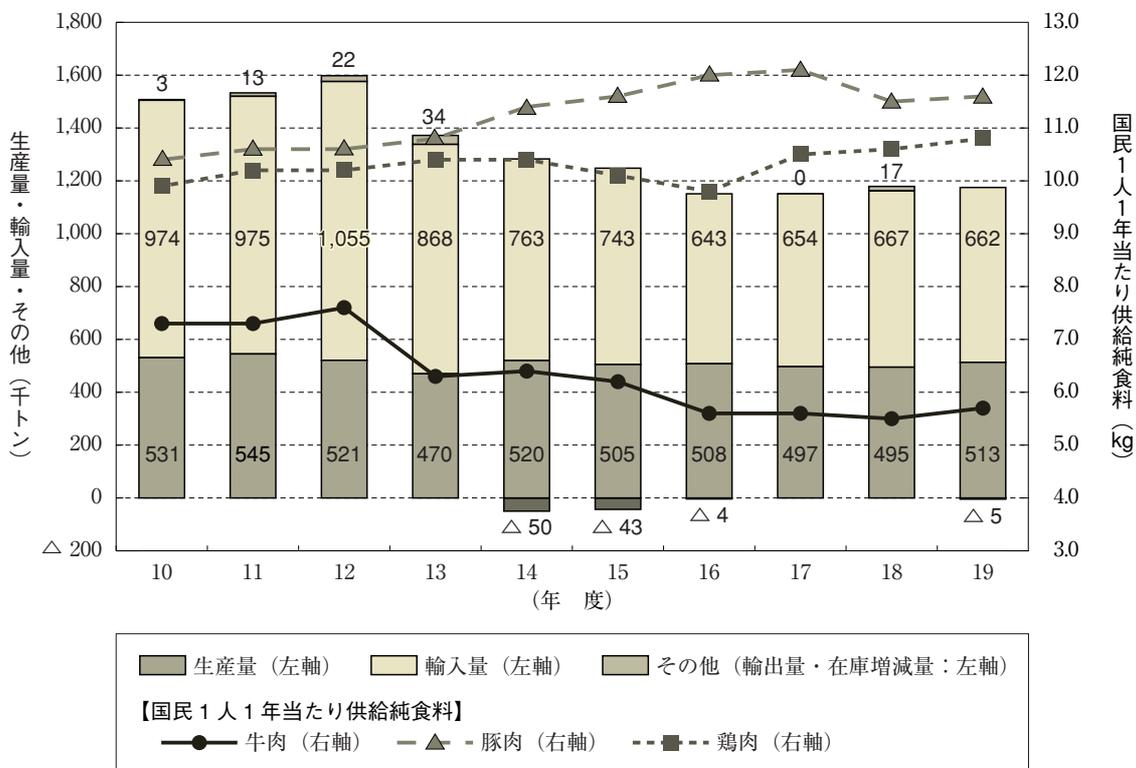
左記で「今後とも必要である」と回答した理由（複数回答）



資料：農林水産省「平成18年度第1回安全・安心モニター調査」

注：1,575名のモニターの回答結果である。

図4 牛トレーサビリティ制度の必要性について（平成18年12月～19年1月調査）



資料：農林水産省「食料需給表」

図5 牛肉需給の推移

電算システムの効率化計画の作成」及び「提案依頼書の作成」

③提案依頼書に基づく電子計算機を利用したシステムの再構築

を行う事業（＝「牛トレーサビリティ制度信頼性確保対策委託事業」）を実施するとともに、センターはその一部を受託している。事業に基づく新システムは、平成20年4月から稼働しているが、これにより、不適切な届出データの抽出機能の構築によるデータ精度の向上を初め、台帳データ更新のリアルタイム化やパソコン報告の利便性の向上等が図られている。

3 台帳業務の課題と今後の展望

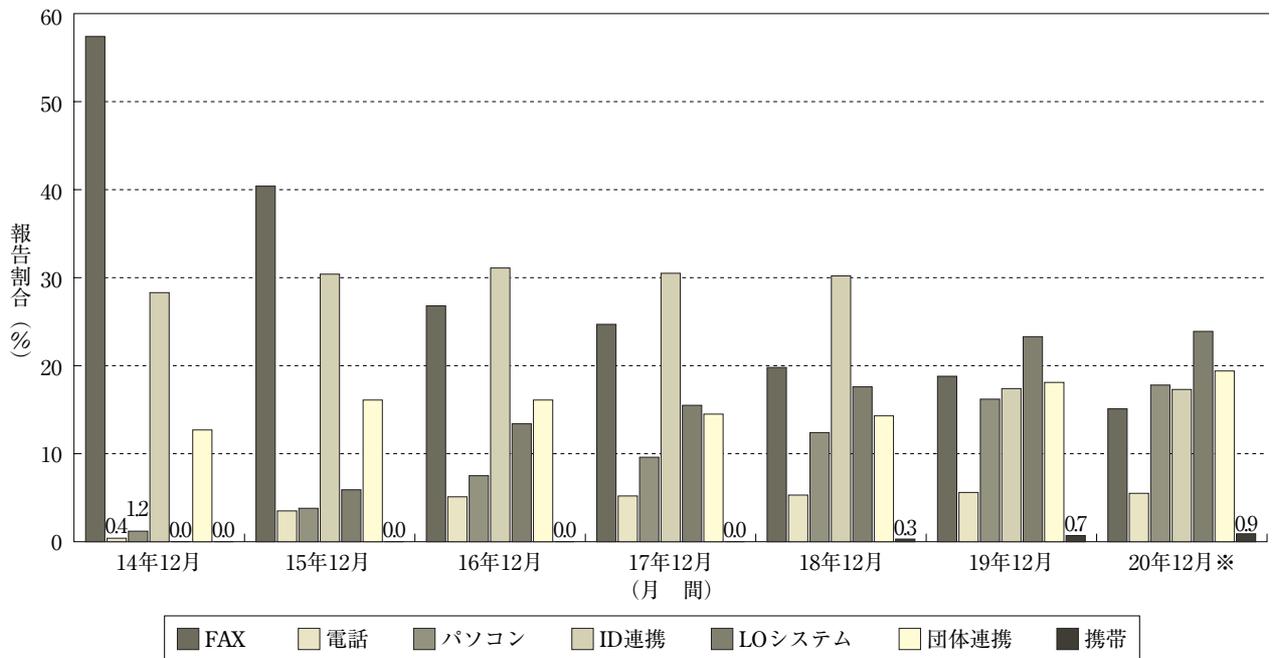
以上、過去の経緯をもとに現状を見てきたが、台帳業務の抱える課題と今後の展望はどうであろうか。

(1) BSE 緊急検索業務の今後の展望

本業務はBSEの発生頭数等に関する。

政府においては、

- ①と畜場におけるBSE検査体制及び特定部位の除去体制の確立、
- ②肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断、
- ③24カ月以上の死亡牛についての届出義務とBSE検



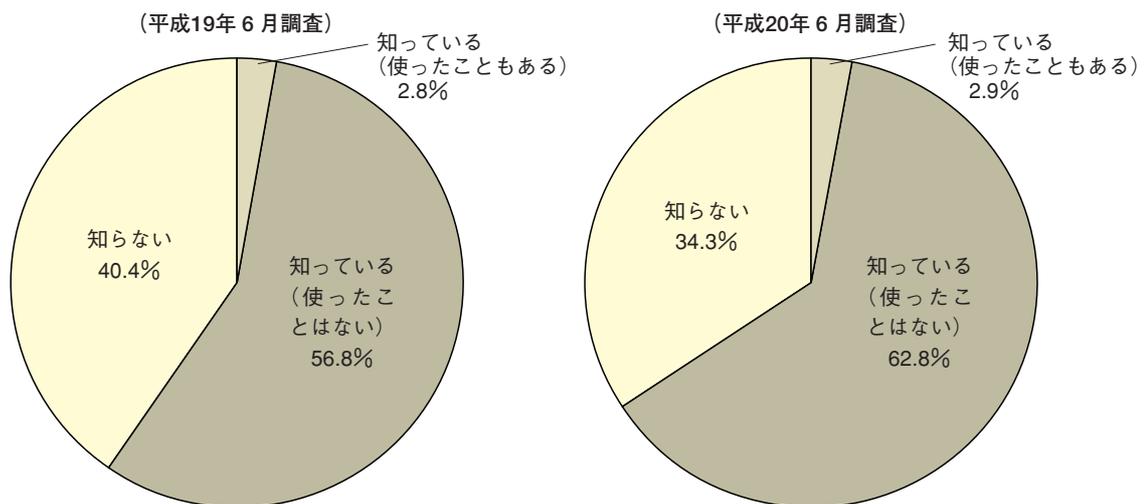
資料：(独)家畜改良センター個体識別部調べ

注：1) 各年12月月間 (= 1カ月間) の比較である。

2) 凡例の用語の意味は以下の通り。

- ①FAX：ファクシミリによる届出,
- ②電話：電話音声応答システムによる届出,
- ③パソコン：パソコンからインターネット (WEB) を利用した届出,
- ④ID連携：イントラネットを利用した届出でありバーコード読取機能付ハンディターミナル (HT) によるデータ入力が可能,
- ⑤LOシステム：インターネット・イントラネットからメールを介した届出でありHTによるデータ入力が可能,
- ⑥団体連携：広域的農業団体等において、傘下農家データを一元的に収集しFTP (ファイル転送手順) を利用した届出,
- ⑦携帯：携帯電話 (WEB) を利用した届出

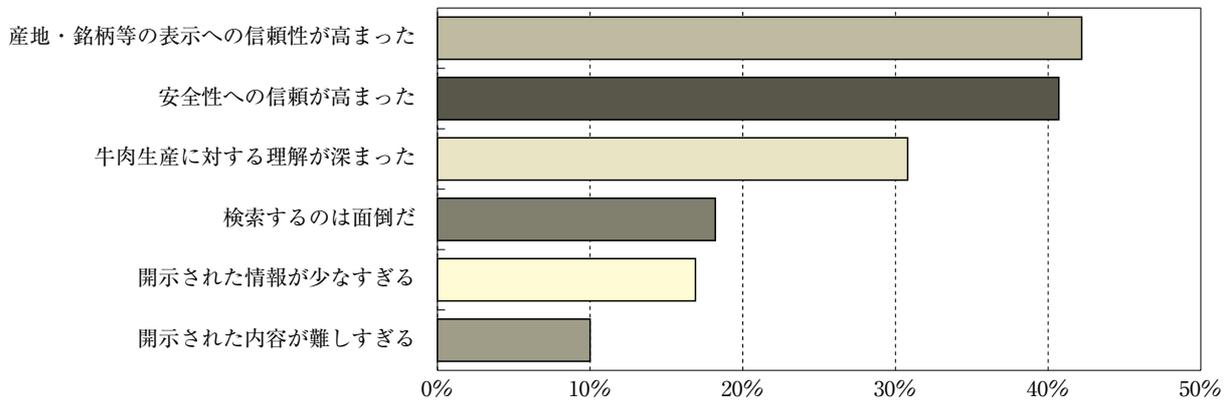
図6 報告手段別の報告割合の推移 (各年12月月間の比較)



資料：(財)日本食肉消費総合センター「消費動向調査 (消費者調査)」

注：19年6月は2,057世帯、20年6月は2,102世帯の回答結果である。

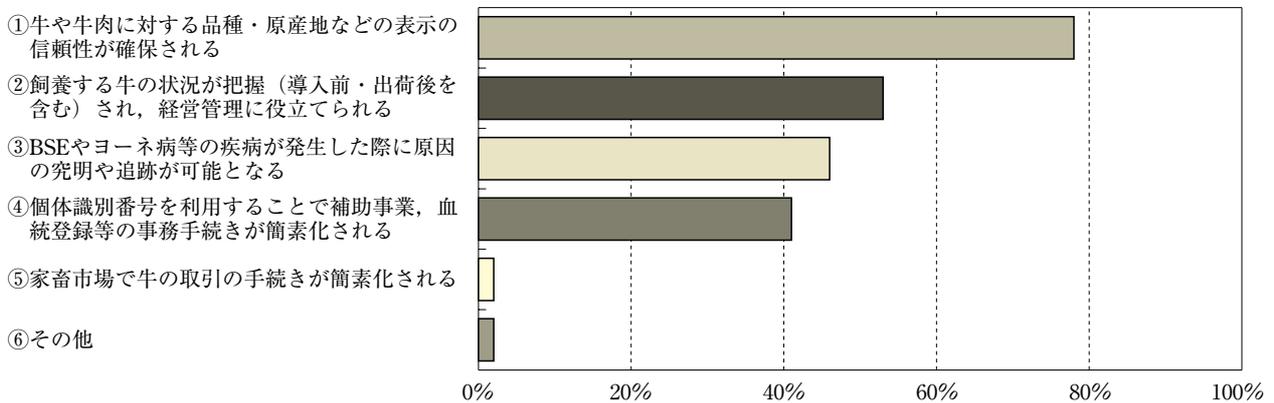
図7 牛の個体識別情報検索の認知度



資料：(社)食品需給研究センター「食品の情報開示に対する消費者のニーズと行動に関する調査報告書」

注：買物習慣のある人で、国産牛肉の生産履歴情報を調べたことがある人697名の複数回答結果である。

図8 国産牛肉の生産履歴情報を調べた感想（平成18年3月調査）（回答数：買物習慣のある人697名（複数回答））



資料：農林水産省生産局畜産部畜産振興課個体識別システム活用班，(社)家畜改良事業団家畜個体識別センター，(独)家畜改良センター個体識別部調べ

注：畜産経営1,544名，JA等611名，計2,155名に対するアンケート結果（複数回答可）である。

図9 牛トレーサビリティ制度が確実に実施されることで生じるメリット（平成20年8月調査：回答数2,155名：複数回答）

査体制の確立

等の対策を継続して措置しており、前述の通り、近年BSE発生頭数は減少し、20年度（21年3月18日現在）は1頭の発生となっている。これら対策の効果が発揮されることで、将来的に我が国はBSE清浄国に復帰するものと考えられる。

(2) 台帳の作成・管理・公表及び情報提供業務の今後の展望

他方、台帳の作成・管理・公表及び情報提供業務についてはどうであろうか。

消費者サイドを考えた場合、前述の通り、国産牛肉の消費量は我が国のBSE発生前の水準にほぼ回復しているが、図5（右軸）にあるように、牛肉全体の消費量は豚肉・鶏肉等の他食品に代替されたままと考えられ、未だ回復していない。また、図7を見ると、消費者における台帳（牛の個体識別情報検索）の認知度は過半に達しているが、実際に情報検索を行ったことがある者は未だ低い水準に留まっている。しかしながら、図8を見る

と、買物習慣がある者が情報検索を行った場合は、更なる安全・安心への効果があることから、情報検索サービスの体験の場の設定や説明資料の配布等を通じ、より一層の普及を図る必要があることが伺われる。更には、我が国の人口（約1億2千8百万人）や国民1人1日当たり供給熱量（約2,550kcal）は頭打ちであるが、台帳からの情報検索という国産牛肉の安全・安心をベースに、様々な国産牛肉の販売拡大戦略を組み合わせることで、未だにその消費拡大の可能性はあるとも考えられる。

一方、生産者サイドを考えた場合、図9に見られるように、生産者は、牛トレーサビリティ制度そしてそれを支える台帳に対し十分なメリットを感じていることが伺える。その一方で、図9の調査の際に、「牛トレーサビリティ制度が今後も的確に運用され、機能していくために必要な事項（自由回答）」を調査したところ、「他の情報へのリンク・他事業との連携・最長飼養地の表示・格付情報の表示・父牛の情報の表示・牛の所有権の表示」等々の様々な回答が寄せられ、台帳の畜産経営・家畜衛

生・家畜改良等への活用に大きな期待が寄せられている。こうしたことから、本業務については、食の安全・安心が揺らぐ事件が多発するなかで、今後大きく発展する可能性がある業務と考えられるが、夢のような面ばかりでもない。例えば、台帳に格付情報の表示をリンクすることを考えた場合、肉用牛は繁殖農家と肥育農家の両方で飼養され、両者間は子牛市場でセリで取引するのが一般的であるが、その公表や情報提供には解決しなければならない様々な課題があることから、農林水産省の強力なリーダーシップの下で、生産者・畜産関係機関間のより一層の協力・連携が必要と考えられる。

(3) 今後の展望を踏まえた課題

以上、台帳業務の今後の展望を考察したが、課題として、全ての基礎となる台帳の精度向上（＝正確な情報を迅速に記録する）を図ることが最大であることは言うまでもなく、そのためには、引き続き、

- ①センターホームページでの普及や農家向けマニュアルの作成・配布等を通じて、届出の間違い等の防止に努める

- ②牛トレーサビリティ制度信頼性確保対策委託事業により再構築した新システムにおいて、生産者・畜産関係機関等の意見をふまえつつ、必要に応じて見直しを図りながら、正確な情報を迅速に記録する

- ③不適切な届出については、行政機関にその情報を提供するとともに、行政機関等とも連携しながら適切に対処する

等を行うことが必要と考えられる。また、これと併せて、消費者に牛の個体識別情報検索の普及を図るとともに、必要に応じて、消費者への公表や生産者等への情報提供のためのシステムを見直しつつ、正確な情報伝達に努めることも課題と考えられる。

4 おわりに

以上まとめたりなくセンターの台帳業務について述べさせていただいたが、台帳は、全て、関係者の皆様方の「正確かつ迅速な届出」に依っている。センターとしては、皆様方の御協力を賜りながら、より良い台帳を作っていきたいので、どうかよろしく願いたい。